

ガソリンの暫定税率の廃止を補う代替財源の確保を求める意見書(案)

近年の不安定な世界情勢や円安を要因とするガソリンの価格高騰は、国民、県民の生活や経済に重大な影響を及ぼしており、特に一世帯あたりの自家用車保有台数が全国で最も多い本県の県民においては、相当な負担増となっている。

こうした状況を踏まえ、国会においては、昨年12月に自民党、公明党、国民民主党の3党がガソリンの暫定税率廃止に合意するとともに、立憲民主党など野党7党も法案を通常国会に提出するなど、与野党とも暫定税率を廃止する方向性は一致しているが、その時期は定まっていない状況である。

一方で、総務省の試算によるとガソリンの暫定税率の廃止に伴う地方揮発油税や軽油引取税の本県の減収分は毎年約40億円と非常に大きな規模と見込まれている。この減収分を補う代替財源が確保されることなく、ガソリンの暫定税率が廃止されれば、行政サービスに悪影響を及ぼすこととなり、かえって国民、県民の生活を脅かすことになりかねない。

よって、国および政府においては、物価高から国民生活を守り、地域経済を回復させるため、地方財政に悪影響を及ぼさないよう地方における恒久的な代替財源を確保した上で、ガソリンの暫定税率の廃止に向けた議論を加速化し、ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対応を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年7月 日

福 井 県 議 会